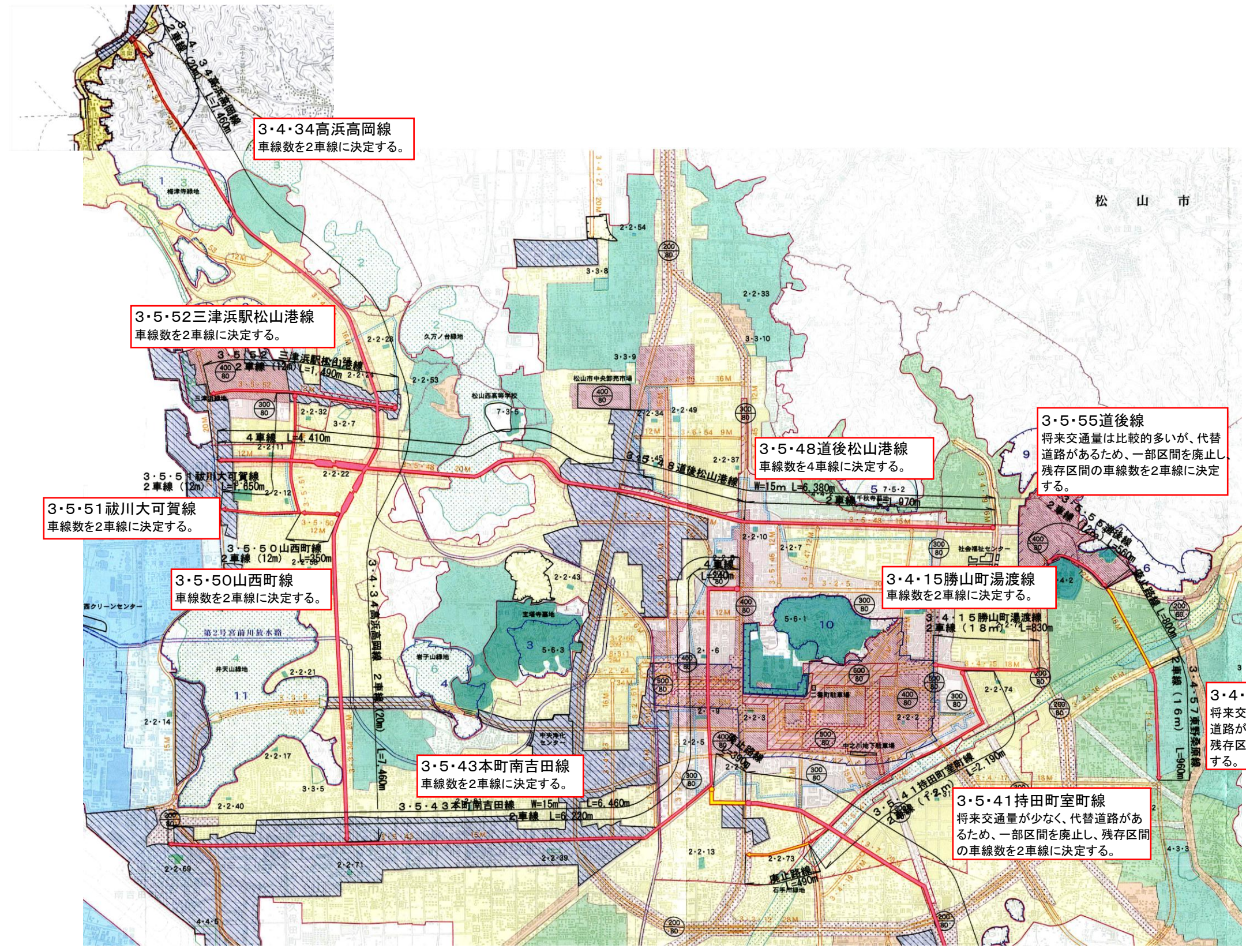


松山広域都市計画道路の変更(愛媛県決定) 旧松山市

3・4・15	勝山町湯渡線	延長 約 830m	2車線	幅員18m	車線数の追加	3・5・50	山西町線	延長 約 350m	2車線	幅員12m	車線数の追加
3・4・34	高浜高岡線	延長 約 7,460m	2車線	幅員20m	車線数の追加	3・5・51	祓川大可賀線	延長 約 1,650m	2車線	幅員12m	車線数の追加
3・5・41	持田町室町線	延長 約 2,190m	2車線	幅員12m	一部廃止及び車線数の追加	3・5・52	三津浜駅松山港線	延長 約 1,490m	2車線	幅員12m	車線数の追加
3・5・43	本町南吉田線	延長 約 6,460m	2車線	幅員15m	車線数の追加	3・5・55	道後線	延長 約 560m	2車線	幅員12m	一部廃止
3・5・48	道後松山港線	延長 約 6,380m	4車線	幅員15m	車線数の追加	3・4・57	東野桑原線	延長 約 960m	2車線	幅員16m	一部廃止



凡 例	
都市計画区域	行政区域
市街化区域	第一種低層住居専用地域
第一種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域	非工業地域
工業地域	工業専用地域
形	廃止分
色	決定(変更)分

3・4・34高浜高岡線
車線数を2車線に決定する。

3・5・52三津浜駅松山港線
車線数を2車線に決定する。

3・5・51祓川大可賀線
車線数を2車線に決定する。

3・5・50山西町線
車線数を2車線に決定する。

3・5・43本町南吉田線
車線数を2車線に決定する。

3・5・48道後松山港線
車線数を4車線に決定する。

3・4・15勝山町湯渡線
車線数を2車線に決定する。

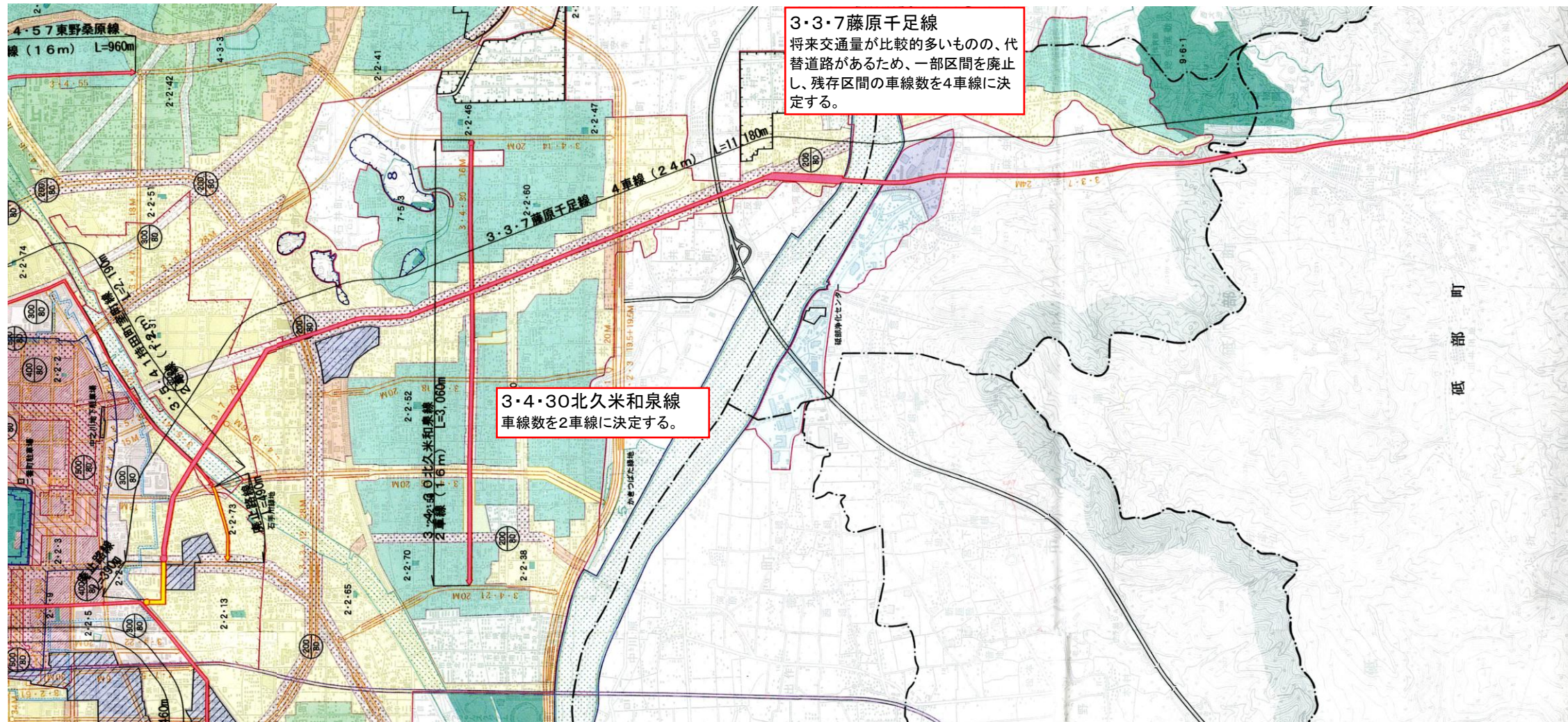
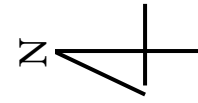
3・5・41持田町室町線
将来交通量が少なく、代替道路があるため、一部区間を廃止し、残存区間の車線数を2車線に決定する。

3・5・55道後線
将来交通量は比較的多いが、代替道路があるため、一部区間を廃止し、残存区間の車線数を2車線に決定する。

3・4・57東野桑原線
将来交通量は比較的多いが、代替道路があるため、一部区間を廃止し、残存区間の車線数を2車線に決定する。

松山広域都市計画道路の変更(愛媛県決定) 旧松山市

3・3・7	藤原千足線	延長 約 11,180m	4車線	幅員24m	一部廃止及び車線数の追加							
3・4・30	北久米和泉線	延長 約 3,060m	2車線	幅員16m	車線数の追加							



3・3・7藤原千足線
将来交通量が比較的多いものの、代替道路があるため、一部区間を廃止し、残存区間の車線数を4車線に決定する。

3・4・30北久米和泉線
車線数を2車線に決定する。

凡 例	
都市計画区域	(Symbol)
行政区域	(Symbol)
市街化区域	(Symbol)
第一種低層住居専用地域	(Symbol)
第一種中高層住居専用地域	(Symbol)
第二種中高層住居専用地域	(Symbol)
第一種住居地域	(Symbol)
第二種住居地域	(Symbol)
準住居地域	(Symbol)
近隣商業地域	(Symbol)
商業地域	(Symbol)
準工業地域	(Symbol)
工業地域	(Symbol)
工業専用地域	(Symbol)
形 態 規 則	(Symbol)
廃止分	(Yellow arrow)
決定(変更)分	(Red arrow)